

平成 22 年度 論文賞審査報告

地域安全学会 学術委員会

今年度より、「地域安全学会論文賞」の授賞対象者は、「地域安全学会論文集」(研究発表会論文および電子ジャーナル論文)に掲載された論文の筆頭著者および共著者全員と規定され、新設された査読論文(電子ジャーナル論文)も授賞の対象となった。

平成 21 年度の電子ジャーナル掲載論文が全て決定した後に、審査会をメール審議の形式で実施し、推薦された候補者の中から「地域安全学会論文賞」の授賞対象者の審議を行った。ここでは、その審査要領と審査結果について報告する。

「地域安全学会論文賞」および「地域安全学会論文奨励賞」審査要領

地域安全学会学術委員会

1. 授賞対象者

- 1) 「地域安全学会論文賞」の授賞対象者は、「地域安全学会論文集」(研究発表会論文および電子ジャーナル論文)に掲載された論文の著者で地域安全学会会員であり、原則として筆頭著者および共著者全員とする。
- 2) 「地域安全学会論文奨励賞」の授賞対象者は、「地域安全学会論文集」に掲載された「研究発表会論文」の筆頭著者でかつ研究発表会で発表を行なった者であり、研究実施または論文作成において指導を受ける立場にある 40 歳(当該年度 4 月 1 日時点)未満の者とする。ただし、実務者等は研究歴等を考慮し年齢規定を緩和することもある。再受賞は認めない。

2. 審査方法

- 1) 学術委員会委員全員、および学術委員長が委託する若干名から構成される審査会が審査を行なう。
- 2) 審査は、当該論文の新規性、有用性、完成度を評価の対象として、これを行う。ただし、「地域安全学会論文奨励賞」については、研究発表会当日の発表、質疑への応答を評価の対象として加える。
- 3) 審査の実施細目は別途定める。

3. 表彰

- 1) 賞は「地域安全学会論文賞」および「地域安全学会論文奨励賞」と称する。
- 2) 「地域安全学会論文賞」および「地域安全学会論文奨励賞」の表彰は、賞状並びに記念メダルを贈り、これを行なう。
- 3) 表彰は選考された次年度の総会で行なう。

審査概況(地域安全学会論文賞)

1. 審査会

平成 21 年度の審査は、14 名の学術委員で構成される審査会が、研究発表会論文 42 編、電子ジ

ジャーナル論文 11 編の計 53 編の査読論文に対して行われた。

2. 審査方法

審査対象論文の共著者である審査委員は、当該論文の審査から除外し、審査委員は除外された論文以外の全ての論文に対して審査を行なった。電子ジャーナル掲載論文が全て決定した後、審査委員は「地域安全学会論文集」(研究発表会論文および電子ジャーナル論文)に掲載された論文のうち、除外される論文以外の全ての論文に対して、研究の新規性、有用性(学術的貢献度、社会的貢献度)、完成度、を評価の対象として審査し、「地域安全学会論文賞」候補として0～1件程度を選出し、規定のフォーマットに従い推薦書を学術委員長に提出した。その結果、5編の候補論文が推薦された。審査会において審議し、推薦された候補の中から「地域安全学会論文賞」の授賞対象者の審議を行った。

審査結果(地域安全学会論文奨励賞)

審査会における審議の結果、今年度は「該当無し」と決定した。